

## 令和6年度 第1回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和6年7月2日（火）午後1時55分～午後2時05分

2 場 所：山梨県JA会館

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員、田草川委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員  
事務局 高西労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長  
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

### 4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (4) 労使からの意見聴取について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (7) その他

### 5 審議会内容

(賃金指導官)

本日は御多用のところお集まりをいただきましてありがとうございます。

皆様お集まりですので、ただいまから、令和6年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側櫻井委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上、かつ、各側3分の1以上の委員に御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところですが、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

まず、山梨労働局長の高西から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

(労働局長)

本日は、御多用のところ、令和6年度第1回山梨地方最低賃金審議会に、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から大変お忙しい中、最低賃金の審議をはじめ労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本年度、皆様方には第54期の委員として2年目の任期をお願いすることとなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本審議会におきましては、本日から令和6年度の議論をスタートしていただくこととなります。

委員の皆様方には、過密な日程の中で御審議をお願いするところでございますけれども、様々な現在の実情を踏まえまして御審議をいただきたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いいたしますと思います。

私ども、事務局としましても、本審議会が円滑に進みますよう尽力して参ります。以上、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金指導官)

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、机上に配布させていただきました一番上でございますのが次第、そして配席表でございます。

さらに、一枚ものの委員名簿、そして、令和6年地域別最低賃金審議日程表の案。ここまでが一枚ものです。

そのあと、左上をホッチキス止めしたものが続きます。

「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」、そして、「最低賃金審議会に係る基本的事項」、そして、「山梨地方最低賃金審議会審議資料(第1回本審議会)」でございます。

その後ろが「山梨地方最低賃金審議会追加配布資料」となっております。

そのあと、ちょっとカラーの写真のついている「山梨県の賃金概況」、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」。

そして最後に、令和6年度版の「最低賃金決定要覧」の書籍となっております。お手元の資料、もし足りないもの、欠けているものがもしございましたら、すぐに手配させていただきますが、よろしかったでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次に委員の御紹介に入ります。

お手元の名簿を御覧いただければと思います。

昨年度の第1回本審におきまして、本審議会の会長に反田委員、会長代理に今井委員が選任されております。

今年度も引き続き会長及び会長代理をお願いすることになります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

名簿記載の順に、私から各委員を御紹介させていただきます。

まず、公益委員から、名簿の順で御紹介いたします。

石垣委員です。

続きまして、今井委員です。

続きまして、岡松委員です。

続きまして、門野委員です。

そして、反田委員です。

次に労働者側委員を御紹介いたします。

岡本委員です。

小林委員です。

白倉委員です。

田草川委員です。

さきほどお話ししたとおり、櫻井委員は、本日御欠席となっております。

次に使用者側の委員でございます。

長谷川委員です。

続きまして、早川委員です。

続きまして、丸茂委員です。

続きまして、山岸委員です。

続きまして、依田委員です。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長は先ほど御挨拶をさせていただきましたので、その隣から、労働基準部長の小林です。

監督課長の片山です。

賃金室長の鈴木です。

最後に、私、賃金指導官の篠原でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行は運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされております。

反田会長から御挨拶をいただいた後、以後の議事進行をお願いいたします。

(反田会長)

改めて、皆様、お暑い中、御多用のところ、非常に詰んだ日程で本年度の審議をお願いすることになりました。

よろしくお願いいたします。

昨年度のエネルギーの高騰、物価の高騰の中で非常に厳しい中、双方の委員の皆様

様の真摯な御議論をいただきまして、全会一致で議決することができました。

本年度も引き続き物価が高騰、エネルギーが高騰する中で賃金の上昇というよう  
なことも叫ばれておりまして、非常に双方にとっても、公益委員にとっても厳しい  
状況の中で議論を進めていくこととなります。

双方も、我々も、これに真摯に対応していかなければならない、また、期待されて  
いる審議会でもあると思います。

円滑な議論の進行と真摯な御議論をよろしく願います。

それでは、着座にて、審議に移らせていただきます。

よろしく願います。

(反田会長)

それでは議事の(1)に入ります。

「山梨県最低賃金の改正決定の諮問」でございます。

まず、労働局長から諮問をお受けすることといたします。

(局長、会長に対して諮問文を手交)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の配布をしていただき、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0702第3号、令和6年7月2日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金、昭  
和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号、の改正決定について、新しい資本主義  
のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版、令和6年6月21日閣議決定、及び経  
済財政運営と改革の基本方針2024、同日閣議決定、に配意した、貴会の調査審議を  
お願いする。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長)

ただいま、令和6年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

県内の経済情勢でございますが、日本銀行甲府支店が先月発表した金融経済概観によりますと、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされております。

また、山梨中央銀行から発表されました調査月報におきましては、「県内景気は緩やかな持ち直しの動きに足踏みがみられる。」とされています。

一方、6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」におきましては、最低賃金に関する記述として「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた『全国加重平均1,000円』を達成した。労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。」などの方針が示されたところでございます。

本年度におきましても、資源価格の上昇などの経済・雇用への影響等を踏まえながらの御審議となり、皆様方には大変御尽力をいただくこととなるかと存じますが、最低賃金制度の趣旨や役割、県内の経済動向、雇用状況などを御考慮いただき、また、今月下旬に中央最低賃金審議会において示される予定である目安額も参考としていただき、山梨県の最低賃金につきまして御審議いただきたく存じます。

私ども事務局としましても、迅速、的確な資料作りに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局から諮問の背景などにつきまして御説明をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明をさせていただきます。

これよりは着座にて失礼いたします

お配りしております、左上ホッチキス止めの「山梨地方最低賃金審議会審議資料」、それから、「山梨地方最低賃金審議会追加配布資料」、この2つの資料をお手元の御用意いただければと思っております。

これから申し上げるページにつきましては、縦向き資料につきましては右下、横向き資料につきましては右上の数字をページとして申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、山梨地方最低賃金審議会審議資料の1ページを御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を記載した表になっております。

中央から少し右の方の、平成28年以降の欄を御覧ください。

山梨県地域別最低賃金は、平成28年以降令和3年まで、令和2年を除きまして、毎年20円台の引上げが続き、令和4年は32円、昨年令和5年は40円の引上げとなりました。

次に、3ページにつきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、5ページの資料を御覧ください。

こちらは、昨年度の審議会の開催状況を一覧にした表となります。

昨年度は、地域別最低賃金におきましては、8月4日の専門部会において全会一致で結審となり、その後、本審においても全会一致により御答申をいただきました。

また、特定最低賃金に関しましては、電機関係につきましては10月17日の専門部会、自動車関係につきましては10月11日の専門部会において、全会一致で部会の採決をいただき、御答申をいただきました。

続きまして、7ページを御覧ください。

これは昨年度の、全国の地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。山梨につきましては青く色付けしております。

昨年度は、先ほど申し上げましたとおり、40円の引上げとなり、10月1日に発効しております。

次に資料の9ページ、10ページを御覧ください。

これは、11ページ以降の各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

表の中ほどの「ページ」という列がございますけれど、これは、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるかというページ番号を記載しておりますので、資料を御覧いただきます時に御活用いただければと思います。

次に大きく飛びまして113ページを御覧ください。

113ページ、こちらは、令和6年6月28日に山梨労働局長が公表いたしました「山梨県の労働市場の動き」の資料の抜粋となります。

今年度、4月、5月と公表資料をメールにてお送りしておりますけれども、この資料が直近のものとなりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、117ページを御覧ください。

これは県内における、過去6年間の最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。

最低賃金の重点監督、これは、例年、年度の第4四半期に行っております。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鯉沢の3つの労働基準監督署があります。

これらの監督署に配置されております労働基準監督官が、管内の事業場に対して、日常的に監督指導を実施しておりますが、それらの活動のうち、最低賃金が守られているかどうかということについて、令和5年度の第4四半期に重点的に監督指導を行った結果を記載しております。

こちら、表では令和6年と書いてありますがけれども、約定賃金が最低賃金額を下回っていた最低賃金法違反の違反率、昨年度は、10.0%となっております。

監督指導の対象となります事業場の選定なんですけれども、監督署において、各種情報から問題があると認められる事業場や過去の違反率が高い業種などを踏まえまして監督指導が効果的、効率的に行われるように選定をしております。

最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識につきましては、ほとんどの事業場は最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場もありました。

引き続き最低賃金の周知に努めてまいりたいと思います。

次に、追加資料の1ページを御覧ください。

こちらは令和6年6月21日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」の抜粋資料となっております。

中央最低賃金審議会での目安に関する諮問でも、また、先ほど行わせていただきました山梨県最低賃金に関する諮問におきましても、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などへの配意をお願いしておりますことから、資料とさせていただきます。

最低賃金について触れている部分があります。

追加資料6ページの下の方を御覧ください。

「今年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引き上げ額は、全国加重平均43円で、過去最高の引き上げ額となった。今年を昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件を踏まえて、最低賃金の引き上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論をいただく。」、「労働生産性の引き上げ努力等を通じ2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成するよう中小企業、小規模企業の自動化、省力化投資や事業継承、M & Aの環境整備などについて官民連携して努力する。」、また、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」というふうに書かれております。

続きまして、13ページを御覧ください。

こちらは、同じく令和6年6月21日に閣議決定されました、「経済財政運営と改革の基本方針2024」の抜粋資料です。

15ページをお開きください。

下の方に最低賃金に関する記載があります。

先ほど、御覧いただいた資料と同趣旨の記述がされています。

最後に、この資料の19ページから140ページは、6月25日に開催されました中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料からの抜粋資料となります。必要に応じて御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

質問じゃないんですけど。

昨日だと思んですけど、GDPの改定値と何かもう一つ出たような気がするんですが。

わざととは言わないけれど、高く見せておいて実は低かったっていう、結構過去にもあるので、それを見て、どういうことなのか、今みたいな説明をいただけるとありがたいです。

(賃金室長)

長谷川委員のおっしゃったことについて、私どもで確認しておりませんので、確認をいたしまして、また、説明ができればと思っております。

申し訳ございません。

(反田会長)

ほかにはございませんか。

(白倉委員)

すいません。

一点よろしいですか。

上げる話っていうのは、1,500円、2030年の半ばまでに目指してくれっていうのはあるんですけども、年収の壁については何か、少し、書いてあるところあるんで



すかね。

その辺がないと。

去年も私たち、そのへんの話はしてるはずなんですけれど。

よろしく願いいたします。

(賃金室長)

申し訳ありませんが、少しお待ちいただけますか。

追加配布資料の7ページの下の方に(4)で年収の壁への対応ということが書かれております。

昨年10月から実施している年収の壁支援強化パッケージ、106万円の壁への対応、キャリアアップ助成金などのこと、130万円の壁の対応、配偶者手当の対応を着実に実行していくということが書かれております。

そういうことでよろしかったでしょうか。

(白倉委員)

そうですね。

どういう閣議決定か、どこに書いてあるのかわからなかったもので。

ありがとうございました。

(反田会長)

ほかには何かございますか。

(長谷川委員)

先ほど、最低賃金を守らなかったっていう、指導したっていうところが結構あった気がするんですが、6割位が、知っていたけど上げなかったっていうことでよかったのか。わかってたけど上げなかったのか、わかってたけど上げられなかったのか、何か、その辺のニュアンス的なことを教えてください。

(賃金室長)

はい、監督指導を行った結果のことなんですけれども、最低賃金の改定を知ってたけれども、実際、賃金を改定しなかったという事業場と、時間換算をしなくて、時間換算をしてみたら最低賃金を割ってしまっていたという事業場があります。

ただ、中には、最低賃金未満でもいいから働きたいというような声があって、そのままにしたとか、売り上げが減になったとか、コストが上がってしまっ上げてあげることができなかったというような事業場もありました。

(監督課長)

すいません。

今のところなんですけれども自由記入とはなっておりません。

どういった原因で最賃違反があったのかというタイプを確認し、報告がございました、今言ったコスト増であったりとか、知らなかった、知ってたけど上げられない、状況によりますので。

委員御指摘の、わかっていて、それはおそらくコスト増で上げられなかったというタイプの回答の部分になるかと思えます。

もう少し細かい状況もデータとしては取れますので、次回に御紹介させていただいて、昨年度の監督の状況、違反のところの何パーセントがどういった状況だったのか、追加で回答させていただくことでよろしいでしょうか。

(長谷川委員)

はい、お願いします。

(反田会長)

そのほかにはございますか。

(反田会長)

よろしでしょうか。

それでは、山梨県最低賃金の改正決定につきましては、今後、当審議会におきまして、調査、審議を進めていくということにしたいと思えます。

## 【 ( 2 ) 山梨県最低賃金専門部会の設置について 】

(反田会長)

それでは、議事の「(2)専門部会の設置について」でございます。

この点、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き、説明させていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門部会を設置することが法令上必要とされております。

お配りさせていただいた資料のうち、「最低賃金決定要覧」という冊子の140ページから関係法令が記載されているところでございます。

そのうちの144ページを御覧いただければと思えます。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければなら

ない。」とされておりまして、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨では、配布させていただいております、左上にホッチキスの止まっています、少し薄めのものですけれども、「山梨県最低賃金審議会関係規定・法令集」の1ページに、「令和6年度最低賃金改正等の推進について」と記されたものがありますが、1ページですね、1ページの中ほど見ていただきますと、各側3名で構成すること、とされておりまして。

また冊子に戻っていきますけれども、次の、冊子の149ページを御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第4項に、専門部会の任命手続が規定されております。

労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては、これは148ページにありますけれども、この規定によって、労働者側と使用者側の委員については、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされておりまして。

この御推薦をいただくために、本日、この審議会が終了しました後に、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

推薦の期限につきましては、7月16日を予定しております。

第1回の専門部会は、7月23日に開催する予定になっておりますので、日程にあまり余裕がございませんが、労働者側及び使用者側におかれましては、推薦の御準備をよろしくお願いしたいと思います。

なお、公益の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなっております。

次に、専門部会委員の任期についてなんですけれども、本審の委員につきましては、この冊子の144ページ、最低賃金法第23条で2年とされています。

一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。

しかしながら、149ページの最低賃金審議会令の第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりまして、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会は廃止されることとなり、委員の任期も終了することとなります。

このことから、山梨県最低賃金が決定されますと、専門部会の調査審議は終了いたしますので、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されておりまして、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えております。

御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見、質問等なし)

(反田会長)

ないようでしたら、山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることにいたします。

その運営は、「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、それから「令和6年度最低賃金改正等の推進について」に従いまして進めていきたいと思いをします。

(反田会長)

また、専門部会は、山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止するというようにしたいと思いをします。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会につきましては、山梨県最低賃金が決定したところで廃止することといたします。

### 【 ( 3 ) 最低賃金審議会の公開・非公開について 】

(反田会長)

それでは、続きまして、議事の(3)に移ります。

審議会の公開、非公開についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お配りしております、「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」をお手元をお願いいたします。

その5ページをお開きください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開について規定がありません。

会議は、原則公開するということになっておりますが、公開することによりまして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

本年度の審議会の公開、非公開について御審議をいただくにあたりまして、昨年、令和5年4月6日に行われました、中央最低賃金審議会目安全員協議会報告書の結論に基づく、中央最低賃金審議会での対応について、説明いたします。

こちらは、昨年度の第1回でも説明させていただいております。

報告書では、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされておりました。

中央最低賃金審議会は、令和4年までは、審議会のうち、目安額についての具体的審議がなされる、「目安に関する小委員会」については、全面非公開としておりました。

これに対しまして、先ほどの報告書を受けて、令和5年6月30日に開催されました第1回目安小委員会において、原則公開とし、議事の中で、公益代表委員と労働者代表委員のみ、または、公益代表委員と使用者代表委員のみで行う個別折衝の場合については、傍聴者に退出をしていただき、公労使3者が揃う形に戻った場合に再度傍聴者に入室していただく取扱いに変更されております。

山梨地方最低賃金審議会におきましては、昨年度の第1回本審において、公開・非公開について御議論いただきました。

その結果、金額審議を行う専門部会について個別協議の場と部会報告などの採択を行う場については、原則非公開、それら以外の公労使が揃う場については原則公開ということになり、令和5年度運営をしていただきました。

今年度についても、あらかじめ各会議の公開、非公開の要否を御検討いただいて、決定していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

審議会の公開、非公開につきましては、昨年度も議論しているところでございます。

近年、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で審議会のさらなる透明化が求められているところでございます。

昨年の中央最低賃金審議会において、目安全員協議会の報告に基づきまして、中央最低賃金審議会でも非公開とする範囲の変更を行っています。

それを踏まえまして、昨年度この場で、山梨地方最低賃金審議会における公開、非公開について検討をいただきました。

その結果、専門部会における公労または公使での個別協議の場と、部会報告などの採決を行う場につきましては、金額などに関わる率直な御意見をいただく必要や委員の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるという考えなどから、原則非公開といたしました。

その他の本審、専門部会については、原則として公開することといたしました。今年度も昨年度同様の扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見等ございましたらよろしく申し上げます。

(各側委員)

(意見等なし)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議が行われます専門部会について、個別協議の場と部会報告などの採決を行う場については、原則として非公開といたします。

それら以外の公労使三者が揃う場につきましては原則公開ということにしたいと思えます。

## 【 (6) 労使からの意見聴取について 】

(反田会長)

それでは、次の議事に移ります。

議事の「(6) 労使からの意見聴取について」でございます。  
事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

山梨地方最低賃金審議会審議資料をお手元をお願いします。

労使からの意見聴取につきましては、119ページから記載をしております。

関係労使からの意見聴取につきましては、コロナ禍前の令和元年度までは、専門部会において一つの事業場の視察を行い、その際に、視察を行った事業場の会議室等をお借りをいたしまして、労使双方からの意見聴取を行っていましたが、令和2年度から、コロナ禍にあり、委員の皆様が事業場を訪問などすることは困難でしたので、代替の方策といたしまして事務局が事業場を訪問して、意見聴取を行ってまいりました。

令和5年度に対象とした事業場は、製造業1社、非製造業1社の2社でございます

た。

具体的には、カット野菜の製造を行う食料品製造業、それから、ホテル業の事業場にお邪魔をして意見聴取を行いました。

この意見聴取の結果は123ページ、令和5年労使からの意見聴取結果についてというスライドから始まりますけれども、昨年度の第2回本審及び専門部会で報告させていただいております。

本年度につきましては、121ページの下のスライドを御覧いただきたいと思います。

本年度の実施方法は、というところですが、本年3月に開催されました運営小委員会及び第5回の本審におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを見ながら、しかるべき時期に会長に御判断をいただくこととなっております。

本年度に入りまして、労働者側、使用者側の委員の方にも御意見をお伺いして、会長に御意見をお伺いしたところ、委員が直接事業場に赴いて意見聴取を行うことについては、もう1年様子を見ることとして、本年度は、令和5年度までと同様の方式により事務局が意見聴取を行うこと、それから、対象の事業場は製造業から1社、非製造業から1社の2社、昨年度と同じですけれども、を対象とすることについて、会長の御判断をいただいております。

この御判断に基づきまして、事務局で調整を行った結果、製造業、非製造業それぞれ1事業場に御了解をいただいておりますことを報告いたします。

次に137ページを御覧いただければと思います。

こちらが、使用者に最低賃金に関するアンケート。こんなふうな項目でいただきたい。

それから141ページ、これが労働者の方に記載をいただくアンケートということになっております。

現在、影響が懸念されています物価の上昇などの影響、価格転嫁の状況などにつきましては、使用者用アンケート用紙の項目2と項目9において、把握をさせていただければと考えております。

アンケートに御記入いただいた後、事務局が事業場にお伺いして直接、労使の御意見をいただけてくる予定でございます。

このような形式で、本年度、労使からの意見聴取を実施することにつきまして、御了解いただきますとともに、質問項目等につきまして、何かございましたら御指示をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ただいま、労使の意見聴取につきまして、事務局からの説明がございました。

意見聴取の方式につきましては昨年度と同様とし、対象事業場につきましては、

製造業、非製造業でそれぞれ1事業場とすること、意見聴取の項目等につきまして、何か御意見等はございましたらお願いいたします。

(反田会長)

何かございますか。

はい、石垣委員、お願いします。

(石垣委員)

すいません。

先ほど御指摘があった、年収の壁みたいなことについては、使用者側の方と、実際に働いている人に、その辺を意識して働いているのかとか、使用者側にとっては、その辺、どの程度、賃金、業務に影響が出ているのかことも、一言盛り込んでもいいのかなと思います。

(賃金室長)

御意見いただきましてありがとうございます。

年収の壁については、やはり、労働者側も使用者側も関心があるところだと思いますので、項目に入れさせていただいて、意見を伺ってまいります。

ありがとうございました。

(反田会長)

そのほかにはございますか。

(反田会長)

この資料で赤字になっているところは、昨年と変更された部分ということでしょうか。

(賃金室長)

はい、そのとおりでございます。

赤字のところ、また修正があるところのへんが修正でございます。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、先ほど事務局から説明があった方法、それから年収の壁についての項目を追加していただく、ということで進めていただきたいと思います。



## 【（５）今後の審議日程について】

（反田会長）

それでは、次に議事に移りたいと思います。

議事の「（５）今後の審議日程について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

令和６年度地域別最低賃金審議会日程表の案を１枚紙でお配りさせていただいております。

これは、以前、委員の皆様にご日程調整をお願いした際に、今後の日程を確保お願いするために、仮に確定したものと事前にお送りしていたものと同じものでございます。

それから、厚い資料で、山梨地方最低賃金審議会審議資料をお手元をお願いいたします。

こちらの方の３ページを御覧ください。

この表につきましては、何日に御答申をいただくと、いつ官報に公示することができて、改正された最低賃金がいつ発効になるかを記載した一覧表となっております。

発効までに必要な手続きといたしましては、まず、御答申をいただき、異議申立にかかる公示を行います。

異議申立期間は公示から１５日で、１５日経過後に異議審を開催、当日に官報公示の手続きを行いますと、３０日後に法定発効となります。

今年度、１０月１日の発効を想定いたしますと、曜日の関係がございまして、３ページの一番左側の答申日の列に８月５日と記載されている行を赤い枠で囲ってあります。

８月５日に御答申をいただきますと、１０月１日を指定しての発効となります。

一行下の８月６日に御答申をいただきますと、法定発効日は１０月２日になってまいります。

この１０月１日の発効を想定いたしまして、先ほど見ていただいた地域別最低賃金審議会日程表の案を作りまして、仮で日程をあてはめさせていただきました。

御答申をいただく本審を８月５日に、また、異議審を８月２１日の午前中にそれぞれ開催する前提で、作成しております。

今回、案としてお配りした日程では、一番上の７月２日が本日の本審となっております。

また、先ほど議決いただき、設置することとなりました専門部会の第１回目を７月２３日に開催いたします。

第1回の専門部会は、部会長等の選出、日程確認、それから先ほど御承認いただき実施することになった労使からの意見聴取の結果などの報告をさせていただくこととしております。

7月30日には、第2回の本審を開催いたしまして、その日までには示されている予定となっております中央最低賃金審議会の目安の伝達を行います。

また、その時点で、特定最低賃金の改正の申出を関係労使からいただいていることが前提となりますけれども、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問も行わせていただきます。

また、審議会では、特定最低賃金検討委員会の設置及び同委員会の委員の選出も行っていくこととなります。

7月30日は本審終了後に第2回の専門部会を開催する予定としています。

この第2回目の専門部会では、労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示しいただくこととしております。

次に、8月1日からは具体的な金額審議を行うこととなります。

8月2日も同様でございます。

金額審議の予備日として、8月5日の午後1時30分からの時間を確保しておりますが、この日は、午後3時30分から第3回本審を開催いたしまして、御答申をいただきたいと考えております。

8月5日に御答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がありますので、先ほど申し上げたとおり、8月21日に異議審として、第4回目の本審を開催することとしております。

もちろん、中央最低賃金審議会の議論が当初の予定より大幅に遅れて、7月30日までに目安の答申が出されていない場合や専門部会での金額審議の状況によっては、その後の日程を組み直す必要がございますので、このような必要が生じた場合には、委員の皆様方に速やかにお知らせして、再度日程調整を行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程の最後の説明となりますが、8月9日には、特定最低賃金検討委員会を開催する予定としております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後であらためて触れさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも本年度の改正の必要があるか否かについて、御議論いただく必要がございますので、この時期に設定させていただいております。

今後の審議会の日程案の説明は以上でございます。

本日程案につきまして、御検討の上、御承認をよろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいまの日程についての事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問

等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

ないようでしたら、この日程にしたがって審議を進めていくということにしたい  
と思います。

(賃金室長)

申し訳ございません。

先ほど、私、8月5日の第3回の本審が午後3時30分と申し上げましたが、午後3  
時でございます。

申し訳ありませんでした。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、日程につきましては、これでよろしいでしょうか。

#### 【 ( 6 ) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について 】

(反田会長)

次に議事の(6)に移ります。

特定最低賃金検討委員会の委員の選出についてでございます。

この点の説明を事務局からお願いいたします。

(賃金室長)

はい、説明いたします。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは異なり、関係労使からの申出  
を受けまして、当該特定最低賃金について、改正の必要があるかどうかをまず御議  
論いただき、「改正の必要性あり」との結論になった場合に、次に具体的な改正金  
額についての御検討いただく手続きとなっております。

先ほど申し上げたとおり、「改正の必要があるかどうか」についての御議論いた  
だく場が、8月9日となっております。

同委員会の委員につきましては、「令和6年度最低賃金改正等の推進について」  
により、各側2名を選出し、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なり、関係労使から推

薦をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただき、会長に指名していただく流れとなっております。

労使各側の皆様におかれましては、検討委員会の委員の選出につきましての御準備をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありました特定最低賃金検討委員会の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出を受けてから行いたいと思います。

7月中には申出があるとおもいますので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の御準備をお願いいたします。

## 【 (7) その他 】

(反田会長)

以上で予定されておりました議事は終了いたしました。

「その他」に移りますが、各側、何かございますか。

はい、山岸委員。

(山岸委員)

この議題とは関係ないんですが。

先ほど長谷川委員がおっしゃったこと、ちょっと調べたら、昨日ですね、内閣府のほうで1月から3月のGDP改定値が、マイナス2.9%に下方修正されたと。

多分そのことかと思うんですけど、原因がですね、国土交通省のデータに誤りがあって、それで修正したということで、特段のあれはないということでございます。

(反田会長)

そのほかに何かございますか。

はい、小林委員。

(小林委員)

すいません、先ほどのアンケートに関するところの部分で、ちょっと改めて見ていて。

僕自身としても、あまり増やすと逆に回答がどうかなというところが不安としてあるのですが。

以前、3月の時でしたかね、少しお話があったかと思うんですけど。いろんな助成金の制度がある、ちょうどこのアンケートの後ろに助成金の関係の資料がついてい

たんですけど、特に使用者側の方にですね、こういった助成金の制度があることを知っていますかとか、そういったようなものを入れたほうがいいのか。

あとは、確か3月の時に労働局長がお話されていたかと、ちょっといつだったか記憶があいまいなんですけど、知っているんだけど難しかったり、小さい会社さんですとそこまで、要は、知っているんだけどそこまで手が回らないとかっていう話もお聞きしたような記憶もあったので、そんなことをもしかしたらアンケートに入れてもらってもいいのかなというふうにちょっと思いましたので、発言させていただきました。

(労働局長)

御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりですね、なかなか、これは私共労働局の周知不足だということだと思んですけど、特に中小企業の事業主の方にですね、私共の助成金をお知りになる、御理解いただくためのケアがなかなかないという御指摘でございます。

今の御意見を踏まえまして、助成金いくつかございますけれども、特に賃金引き上げの際の設備投資に助成をさせていただく業務改善助成金を例示しながらお聞きしたほうが、お答えやすいかなというように思うんですが。

いくつか絞って、業務改善助成金を中心にお聞きする方向で入れさせていただくということでもよろしいですかね。

(小林委員)

あまりにいっぱいやってしまっても、逆にそれが回答する手間がってって、回答していただけないみたいなことになっていけなかなっていう思いもあって、ちょっとどんなもんかなと自分の中でもあったんですけど。

ただ、こういうことを知っているかとか、知っているんだけどちょっと手間できないんだってというふうな、そういう部分が少しお聞きできるといいのかなっていうふうに思いましたので。

(労働局長)

わかりました、では、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

(反田会長)

そのほかに何かございますか。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

資料お配りした中で説明させていただかなかったことについて、6点説明いたします。

1点目ですけれども、追加配布資料の141ページを御覧ください。

本年6月28日に山梨県弁護士会が「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表しまして、本審議会あてと山梨労働局あてに、それぞれ声明文が送付されたので、審議会あてのものを資料とさせていただきます。

次に、145ページを御覧ください。

こちら、6月28日に山梨県労働組合総連合から要請書と署名の提出がございました。

署名につきましては、本日の資料には入れてございませんが、864人分の署名の提出がございました。

要請につきましては、中央最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対する上申も求められておりますが、上申に係る対応につきましては、事務局で対応させていただきますので、委員の皆様には、このような要請があったということをお承認おきいただきたいと思います。

2点目、左上ホッチキス止めしております「最低賃金審議会に係る基本的事項」をお配りしております。

これ、昨年度もお配りしましたけれども、令和6年度版にリバイスしております。

3点目は、最低賃金関係の助成金についてでございます。

先ほどお話もありましたように、助成金についての資料も入れております。

審議資料の143ページ、こちら業務改善助成金のリーフレットとなっております。

皆様御承知のとおり、この業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のために設備投資などを行った中小企業、小規模事業者に対しまして、その費用の一部を助成する制度で、賃金引上げに関する政府の支援策の一つとなっております。

4点目でございます。

最後の147ページ、これは、山梨働き方改革推進センターについてのリーフレットでございます。

推進センターは中小企業、小規模事業者等への支援を行っております。

5点目、左側に二つホッチキス止めをした、表紙が少しカラフルな「山梨県の賃金概要」についてでございます。

これは、例年山梨労働局で作成しております。

さまざまな視点からデータを抽出しておりますので、御参考にいただければと思います。

最後、6点目、左上に一つホッチキス止めをした、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」、こちらのほうも資料としてお配りしてはいますが、これも、企業における賃金引上げに向けた取り組みに御活用いただける、厚生労働省と中小企業庁の支援事業が記載されております。

こちらのほうも御参考にさせていただければと思います。  
以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和6年度第1回山梨地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員にお願いいたします。

使用者側は早川委員にお願いいたします。

それでは、長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。